

議案第 77 号

三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定により準用される同条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 7 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を次のように変更する。

計画中 2. の(2)の本文を次のように改める。

(2) その対策

ア. 農業

昭和 50 年から平成初期にかけて実施した農業生産基盤の整備は、山間地域における農地の生産性を飛躍的に向上させたが、就農することへのマイナスイメージを払拭するまでには至っていない。社会・経済情勢の変化に伴い、少数ではあるが若手や団塊の世代を中心に就農に対する相談が増えており、営農指導や技術指導体制を整備することでこれらのニーズに的確に応え、芽生えた担い手を大切に育てたい。

大規模水田農業や果樹、畜産部門の専業農家から小規模米づくり農家までその状況は千差万別であるが、JA 鳥取中央や鳥取県と連携し、農家のステージにあった支援体制を整備し、レベルの高い情報提供に努めることにより、地域の特性を活かした営農環境を構築することで新しい担い手の確保につなげたい。

兼業農家については、米づくりや地産地消野菜・果樹等を組み合わせた複合経営を推進し、美味しい三朝米の振興や、野菜等の多品目少量生産による直売体制の推進など、農業への取り組みが生産者の物心両面において生活を豊かにできる手段となるよう推進していく。

また、三朝町産「きぬむすめ」と品質に定評のある「三朝神倉大豆」の生産振興に合せて米・大豆の生産体制の拡充、加工施設等の整備を行い、地域ブランドの確立を図る。

イ. 林業

土砂崩壊防止、水源かん養、地球規模での気候の安定化など森林の持つ多面的な機能を維持し、森林資源の有効活用を図るため、森林施業計画等基本方針の充実を

図り、国や県の助成制度を活用した地域林業の振興を図ることとする。

本町における人工林の齢級構成は、面積で見ると標準伐期齢の40年生（8齢級）を越える林分が65%と増えてきており、従来の保育を中心として施業に加え伐期齢に達した森林の有効活用を視野に入れながら、以前にも増して計画的な森林施業が必要となっている。特に森林施業の集約化は、森林整備を進める上で、重要な取り組みであることから施業の集約化に対する意識の醸成と森林施業計画との整合性を図りながら効率的に森林整備を行う。

さらに、幹線林道から延びる作業道など路網整備の充実や森林施業の共同化、団地を構成する林家の意識改革等など、将来を見据え次代につながる取り組みを展開していく。

また、森林作業の受け皿となる森林組合等林業事業体を育成するため、地域や行政機関との連携による事業量の確保を目指し、経営の多角化・協業化等を推進する中で経営基盤を強化し、魅力的な職場環境・労働条件を達成することにより林業従事者の確保と養成に努める。

計画中 2. の(3)の表を次のように改める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 産業の振興	(4) 地場産業の振興 加工施設	米・大豆兼用乾燥機導入	町
	(8) 観光又はレクリ エーション	三朝温泉観光拠点施設整備事業 (外国人旅行者案内の機能整備)	町
		ふるさと健康むら整備事業(1ha)	町
		三朝温泉街周遊拠点施設整備事業	町
		三徳山観光案内所等整備事業(仮称)	町
		三徳山因伯の名水遊歩道整備事業	町
		みささプロムナード舗装改修事業	町
	(9) 過疎地域自立促進 特別事業	三朝町次世代農業担い手育成事業 内 容：本町の次代の農業生産を維持・活性化させる ため、意欲ある新規参入者を育成するための 農業塾を開設する。 必要性：農作物の栽培技術を継承し、農産物の生産・ 販売活動を通じて衰退する地域の活性化につ なげる。 効 果：若年層や実年層における新規就農者の確保と 荒廃農地対策を図ることができる。	町
		三朝温泉開湯850年記念事業 内 容：平成26年に三朝温泉開湯850年を迎える ことから、この節目を観光PR等の好機と捉え、 記念事業を実施する。 必要性：観光客の伸び悩みや観光消費額の減少等極め て厳しい状況にあることから、地域の活性化 及び地域の魅力発信を行う必要がある。 効 果：三朝温泉ブランドにふさわしい温泉街の再生 及び地域と連携した新たな観光のまちの創出 が期待できる。	町
	(10) その他	グリーンサービス出資金 (第三セクター 農業生産法人)	町

計画中 3. の(3)の表を次のように改める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容
2 交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流の促進	(1) 町道 道路	実光神倉線 法面改良 (10ヶ所) 株湯線 道路改良 (L=100m W=4.0m) 宮ノ谷線 道路改良 (L=100m W=6.75m) 下河原荒尾線、恋谷線 道路改良 (L=750m W=5.0m~7.0m) 三朝横手線、大瀬本泉線、金森線、大瀬本線 道路改良 (L=1,030m W=4.8~6.5m) 大瀬本泉線、神倉線、高橋本線 道路改良 (L=1,200m W=3.5~6.5m) 恋谷線、大瀬本線、今泉中通線 道路改良 (L=601m W=3.1~5.5m) 戸崎線 道路改良 (L=50m W=5.0m)
	(1) 町道 橋梁	橋梁改良事業
	(2) 農道	小鹿農免農道 法面改良事業
	(3) 林道	林道若桜江府線 法面改良事業 林道波関俵原線 法面改良事業 林道福吉木地山線 法面改良事業 林道南三朝線 法面改良事業 県営林道開設事業負担金 波関俵原線 (L=14,360m)、俵原中津線 (L=7,700m) L=750m W=5.0m
	(5) 電気通信施設等情 報化のための施設	防災行政無線整備 (防災コミュニケーションシステム)
	(6) 自動車	過疎バス対策車両購入
	(8) 道路整備機械	除雪機械の整備(2t・4t・6t車) スノーステーション整備 歩道除雪機の整備(30台)

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(10) 過疎地域自立促進特別事業	<p>過疎バス対策事業</p> <p>内 容：地域、NPOなどが実施する新たな地域交通の取り組みに対し活動資金を援助する。</p> <p>必要性：年々増額する赤字バス路線補助金の抑制と公共交通の空白地域解消のため、活動の支援を行う必要がある。</p> <p>効 果：地域の特性にあった交通システムを構築することにより、公共交通の空白地域解消と地域住民の利便性の向上を図ることができる。</p>	町
		<p>遠距離通学費補助事業</p> <p>内 容：遠距離通学児童や生徒の保護者に対し、通学費を補助し、保護者の負担を軽減する。</p> <p>必要性：通学の負担が生じる家庭が多数あることから保護者の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>効 果：保護者の負担軽減を図り、児童・生徒が安心して通学する環境を整るとともに、路線バスの利用促進を図る。</p>	町
		<p>若者等定住助成事業</p> <p>内 容：将来の集落を担う移住者を確保するため町外から町内への移住者に対して奨励金を支給する。</p> <p>必要性：過疎集落の維持や機能低下に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため起爆剤的政策を図る必要がある。</p> <p>効 果：集落を担う新たな人材を確保するとともに、過疎地域の定住化と活性化を図ることができる。</p>	町
		<p>道路施設点検事業</p> <p>内 容：道路利用者の安全を確保するため、道路施設点検事業（道路ストック総点検等）を実施する。</p> <p>必要性：本町の町道は、供用開始から約35年が経過し、道路の舗装をはじめ、道路橋、道路付属物等の老朽化が心配されるため計画的に維持・修繕を行う必要がある。</p> <p>効 果：計画的に点検、修繕等を行うことで安全性の向上やコストの削減を図る。</p>	町

計画中事業計画（平成 22 年度から平成 27 年度） 過疎地域自立促進特別事業分の

表を次のように改める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	三朝町次世代農業担い手育成事業 内 容：本町の次代の農業生産を維持・活性化させるため、意欲ある新規参入者を育成するための農業塾を開設する。 必要性：農作物の栽培技術を継承し、農産物の生産・販売活動を通じて衰退する地域の活性化につなげる。 効 果：若年層や実年層における新規就農者の確保と荒廃農地対策を図ることができる。	町
		三朝温泉開湯 850 年記念事業 内 容：平成 26 年に三朝温泉開湯 850 年を迎えることから、この節目を観光PR等の好機と捉え、記念事業を実施する。 必要性：観光客の伸び悩みや観光消費額の減少等極めて厳しい状況にあることから、地域の活性化及び地域の魅力発信を行う必要がある。 効 果：三朝温泉ブランドにふさわしい温泉街の再生及び地域と連携した新たな観光のまちの創出が期待できる。	町
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(10) 過疎地域自立促進特別事業	過疎バス対策事業 内 容：地域、NPOなどが実施する新たな地域交通の取り組みに対し活動資金を援助する。 必要性：年々増額する赤字バス路線補助金の抑制と公共交通の空白地域解消のため、活動の支援を行う必要がある。 効 果：地域の特性にあった交通システムを構築することにより、公共交通の空白地域解消と地域住民の利便性の向上を図ることができる。	町
		遠距離通学費補助事業 内 容：遠距離通学児童や生徒の保護者に対し、通学費を補助し、保護者の負担を軽減する。 必要性：通学の負担が生じる家庭が多数あることから保護者の負担軽減を図る必要がある。 効 果：保護者の負担軽減を図り、児童・生徒が安心して通学する環境を整るとともに、路線バスの利用促進を図る。	町
		若者等定住助成事業 内 容：将来の集落を担う移住者を確保するため町外から町内への移住者に対して奨励金を支給する。 必要性：過疎集落の維持や機能低下に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため起爆剤的政策を図る必要がある。 効 果：集落を担う新たな人材を確保するとともに、過疎地域の定住化と活性化を図ることができる。	町
		道路施設点検事業 内 容：道路利用者の安全を確保するため、道路施設点検事業（道路ストック総点検等）を実施する。 必要性：本町の町道は、供用開始から約 35 年が経過し、道路の舗装をはじめ、道路橋、道路付属物等の老朽化が心配されるため計画的に維持・修繕を行う必要がある。 効 果：計画的に点検、修繕等を行うことで安全性の向上やコストの削減を図る。	町

生活環境の整備	(6) 過疎地域自立促進特別事業	<p>下水道長寿命化計画策定費</p> <p>内 容：下水道施設の年次的な更新を行い住民生活の安定を図るため下水道長寿命化計画を策定する。</p> <p>必要性：共用開始から30年を経過し、ポンプ場をはじめ施設の老朽化が心配されるため計画を策定する必要がある。</p> <p>効 果：既存施設の有効活用や長寿命化によるコスト低減と更新や維持管理に要する経費の平準化を図る。</p>	町
		<p>AED設置事業</p> <p>内 容：心停止等の事故発生時に、救急隊到着までに消防団員や地域住民等により迅速かつ適切な応急処置を行う。</p> <p>必要性：狭あいな山間地域である本町では、緊急通報後に救急隊が到着するまでに適切な応急処置を施す必要がある。</p> <p>効 果：救急搬送時の救命率の向上を図るとともに、消防団員や地域住民に救命救急講習等を実施し、自主防災意識の高揚を図る。</p>	町
		<p>三朝町空き家等撤去費助成事業</p> <p>内 容：町条例に基づき、危険家屋の所有者等に助言・指導を行い、解体に応じた場合は解体撤去費を助成する。</p> <p>必要性：危険家屋が長期間放置されることにより、倒壊、火災、犯罪の危険性が高まり近隣住民の安心安全な住環境を脅かす恐れがある。</p> <p>効 果：解体撤去費を助成することにより、適正管理されていない危険家屋の解消が図られ、近隣住民の安心安全な住環境を保つ。</p>	町
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7) 過疎地域自立促進特別事業	<p>外出支援サービス事業</p> <p>内 容：介護・支援を必要とする者に対し、自宅から医療機関を送迎するサービスを社会福祉法人等に委託する。</p> <p>必要性：今後、増加が予想される介護、独居の高齢者。その高齢者からの要請が多いサービスとして病院送迎を行う必要がある。</p> <p>効 果：住み慣れた地域で安心して暮らすことできる町へとつながり、里部集落への人口の流出を防ぐ。</p>	町
		<p>過疎地域園児送迎事業</p> <p>内 容：遠距離等で園児の送迎が困難な保護者に対し、過疎集落から保育所を送迎する事業を運送業者に委託する。</p> <p>必要性：保育所の統合により、送迎に支障のある家庭があることから、保護者の負担軽減を図るため送迎事業を実施する必要がある。</p> <p>効 果：保護者の負担軽減を図り、地域住民が子育てしやすい環境を整えることにより、過疎地域の福祉の向上及び定住化を図る。</p>	町
		<p>三代同居世帯子育て支援事業</p> <p>内 容：三代同居世帯の家庭保育を支援することにより、子育てを通して家族の絆の再生と定住化の促進を図る。</p> <p>必要性：過疎化や少子高齢化により世代間の交流が減少しており、三代同居による家庭保育を奨励していく必要がある。</p> <p>効 果：三世代の相互見守りによる安心感、家族の絆の強化により少子化抑止と定住化につながる。</p>	町
		<p>保育料無償化モデル事業</p> <p>内 容：少子化対策として保育料を第2子以降を全て無償化する。</p> <p>必要性：少子化による人口減少が続く中、子育てがしやすい体制づくりの構築が必要である。</p> <p>効 果：子育てにかかる経済的負担を軽減することで、少子化の抑制につながり、人口の増加が期待できる。</p>	町

		<p>高齢者交通費助成事業 内 容：高齢等の理由により公共バスの利用が困難な者に対して交通費を助成する。 必要性：年々増加する要支援、独居の高齢者が、自らの力で通院、買い物等ができるようにする必要がある。 効 果：住み慣れた地域で安心して暮らすことで、高齢者の自立、充実した生活につながる。</p>	町
		<p>高校生等医療費助成事業 内 容：過疎地域に居住している高校生(等)までの医療費の一部を助成する。 必要性：子育てに係る費用が増加する中であって、保護者の経済的負担を軽減し、地域住民に子育てしやすい環境を整える必要がある。 効 果：継続した医療費助成により安心な子育て環境を整備するとともに疾患の早期発見や早期治療による福祉の向上を図る。</p>	町
教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	<p>国際感覚豊かな地域人材育成事業 内 容：姉妹都市提携を結ぶフランスラマルー・レ・パン町を始め、台湾石岡区との派遣交流事業を行う。 必要性：グローバル化が急速に進む中であって、過疎地域であっても都市部に劣らない国際感覚を身に付ける必要がある。 効 果：国際交流を通じて、世界的視野を持つ次世代で活躍する人材を育成することができ、国際的な観光温泉地として活躍の場が期待できる。</p>	町
		<p>複式学級解消事業 内 容：小規模校に教員を配置して教育の充実に努める。 必要性：教育の機会均等の趣旨に基づく政策を展開する必要があることから実施する。 効 果：複式学級が解消され、児童生徒が安心して教育を受ける環境を整えることにより、教育の機会均等が図られ、過疎地域の教育の向上及び定住化を図ることができる。</p>	町
地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>世界遺産登録運動支援 内 容：世界遺産登録を目指す三徳山。その登録運動に向けた活動に対し支援を行う。 必要性：貴重な文化遺産である国宝投入堂等を保存し、後世に伝えるため、その手段の1つとして世界遺産登録を目指す。 効 果：三徳山が世界的に価値のある遺産として証明され、誇れる地域の文化遺産として、保全と活用運動の輪がさらに広がる。</p>	町
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	<p>地域・集落協働活性化事業 内 容：広域的な地域運営組織が抱える様々な問題の解決や地域振興を目的とした活動に対し支援を行う。 必要性：高齢化が進む中山間地域において、集落単体の自治活動が困難な状況にある。広域的な地域連携により地域、集落の抱える問題解決と地域活性化を図る必要がある。 効 果：地域が抱える様々な問題解決、地域振興事業を行うことにより活力ある地域をつくることことができる。</p>	町